

(通則)

第1条 福岡市屋上・壁面緑化助成事業補助金の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、市民や企業による屋上・壁面緑化の自発的な取組に対し、整備費用を助成することで、都市環境の改善と建物の省エネルギー化を実現することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 補助金 | 本市が交付する補助金をいう。 |
| (2) 補助事業 | 補助金の交付の対象となる事業をいう。 |
| (3) 申請者 | 補助金の交付の申請をしようとする者をいう。 |
| (4) 補助事業者 | 補助金の交付が決定した者をいう。 |
| (5) 緑化施設管理責任者 | 補助金によって整備された屋上・壁面緑化施設を管理する責任者をいう。 |
| (6) 敷地 | 建築基準法施行令第1条第1号に規定する敷地をいう。 |
| (7) 敷地面積 | 建築基準法施行令第2条第1項第1号に規定する敷地面積をいう。 |
| (8) 屋上 | 建築物のうち雨露などを防ぐために建物上部（昭和25年政令第338号建築基準法施行令第1条の2に規定する地階の上部を除く。）に設けられた覆いの上部をいい、 別図第1 に規定するものをいう。 |
| (9) 壁面 | 建築物の外壁部分で、地上からほぼ垂直に設置された側面部分をいい、 別図第1 に規定するものをいう。 |
| (10) 緑化 | 植栽基盤を、樹木、地被植物及び多年草で覆うことをいう。 |
| (11) 屋上緑化 | 第8号の屋上において前号の緑化を行うもので、植栽が長期間継続して生育するために必要な植栽基盤があるものをいう。 |
| (12) 屋上緑化施設 | 第8号の屋上に設置した防水・防根施設、植栽基盤（可動式植栽基盤を使用する場合は、1基当たり容積100ℓ以上のものを使用する場合に限る。）、植栽及び灌水施設をいう。ただし、給水施設や管理用通路を除く。 |
| (13) 壁面緑化 | 第9号の壁面において第10号の緑化を行うもので、植栽が長期間継続して生育するために必要な植栽基盤があるものをいう。 |
| (14) 壁面緑化施設 | 第9号の壁面に設置した壁面登はん具等、植栽基盤（可動式植栽基盤を使用する場合は、1基当たり容積100ℓ以上のものを使用する場合に限る。）、植栽及び灌水施設をいう。ただし、給水施設や管理用通路を除く。 |
| (15) 可動式植栽基盤 | プランターやコンテナ等の容器に土壌等を入れて移動が可能な植栽基盤としたもので、長期間継続して設置するものをいう。 |
| (16) 壁面登はん具等 | 壁面に固定された金網やワイヤ・ネット、及びパレット状の植栽基盤で、長期間継続して設置するものをいう。 |
| (17) 樹木1本当たりの緑化面積 | 植栽樹が成木に達したときの樹冠の投影面積を用いるものとし、高木については7平方メートル、低木については高木の10分の1とする。 |
| (18) 樹木 | 高木と低木をいい、タケ類を含む。 |
| (19) 高木 | 幹が通常単幹で太くなり、枝条とは明確に区別され、樹高が高く伸びる樹木をいい、概ね樹高が3m以上になるものをいう。 |

- (20) 低木 十分に生育しても高く成長しない樹木で、通常は幹が発達しない株立状のものが多く、幹が単一で株立状にならないものもある。
樹高が概ね3m以下のものをいう。
- (21) 地被植物 芝、リュウノヒゲ、アイビー類、ササ類、シダ植物など、地面を面的に覆うものをいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、都市緑地法（昭和48年法第72号）第4条第2項第3号ホに基づき定めた緑化重点地区内の建築物の屋上及び壁面において、**別表第1**に掲げる補助対象要件に適合し、かつ申請時に未着工で同年度内に完成する緑化を行う事業とする。

2 市長は、当該補助事業に対する補助金の交付を、当該敷地内において複数回行うことはできない。

(補助対象要件)

第5条 前条の補助対象要件は、別表第1に定めるところによる。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、植栽（第3条10号に定めるもの）～植栽基盤～灌水施設（第3条12号及び14号に定めるもの）にかかるものとする。

(補助対象者)

第7条 この要綱に基づき、補助金の交付対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。なお、補助対象者は公募により募集する。

- (1) 第4条で定める補助対象事業を行うもの。
- (2) 第20条で定める暴力団の排除規定に該当しない者であること。
- (3) 本市の市税を滞納していないこと。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、補助対象経費のうち、予算の範囲内において別表第3に定めるところによる。

(補助金の交付の申請)

第9条 申請者は、事業着手に先立ち、**様式第1号**に**別表第2**に掲げる申請図書を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第10条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が法令で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定をしなければならない。

- 2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。
- 3 市長は、第1項の調査の結果により補助金を交付することが不相当と認めるときは、速やかに申請者に対しその旨を通知しなければならない。
- 4 補助金額の算定は、**別表第3**に掲げるところにより行うものとする。
- 5 前項の補助金額の算定の基礎となる緑化施設の単価は、購入に要する金額、その他の資料により市長が決定する。

(補助金の交付の条件)

第11条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第12条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、様式第5号により速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知しなければならない。

(事情変更による決定の取消等)

第13条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(着手届)

第14条 補助事業者は、緑化施設整備工事に着工したときは、速やかに様式第6号により市長に提出しなければならない。前条の規定により条件の変更がある場合も同様とする。

(事業内容の変更等)

第15条 補助事業者は、次の各号に掲げる事項につき事業内容の変更があったときは、様式第7号により市長に申請しなければならない。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合

2 市長は、前各号に掲げる事項につき、様式第8号により、補助金の交付の内容変更を承認することができる。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、様式第9号に別表第4に掲げる申請図書を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第17条 市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の実績の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか調査確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第13号により補助事業者に通知しなければならない。

(是正のための措置)

第18条 市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の実績の報告を受けた場合において、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときには、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業申請者に命ずることができる。

(補助金の交付の時期)

第19条 補助金は、第12条の規定により確定した額を補助事業の終了後に交付するものとする。

(暴力団の排除)

第20条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成23年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（決定の取り消し）

第21条 市長は、補助事業者が補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の内容またはこれに付した条件その他法令、条例及び規則に基づく市長の処分又は命令に違反したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第22条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消にかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

（加算金及び延滞金）

第23条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、交付規則第20条によるものとする。

（緑化施設の維持管理と処分の制限）

第24条 緑化施設管理責任者は、事業が完了した後、最低5年間は屋上・壁面緑化施設の樹木等の育成及び管理に努め、これを撤去または放置してはならない。ただし、植え替えはこの限りではない。

2 前項の規定による緑化施設の管理がなされないときは、市長は当該補助事業にかかる補助金の返還を求めることができる。

3 緑化施設管理責任者は、屋上・壁面緑化施設整備終了の翌年から4年間、様式第14号に様式第15号を添えて市長に報告しなければならない。

4 市長は、前項の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該緑化施設が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するべく、維持管理がなされているかどうかを調査確認しなければならない。

（緑化施設管理責任者の変更等）

第25条 緑化施設管理責任者は、その後の事情変更により緑化施設管理責任者の変更を行う必要があるときは、様式第16号により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請について様式第17号により、緑化施設管理責任者の変更を承認することができる。

（その他）

第26条 この要綱の施行については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）の考え方による。

（雑則）

第27条 この要綱の施行に関し必要な事項は、住宅都市局長が別に定める。

附則

（期間）

この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

この要綱は、公布の日から施行し、平成14年度予算より執行する補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

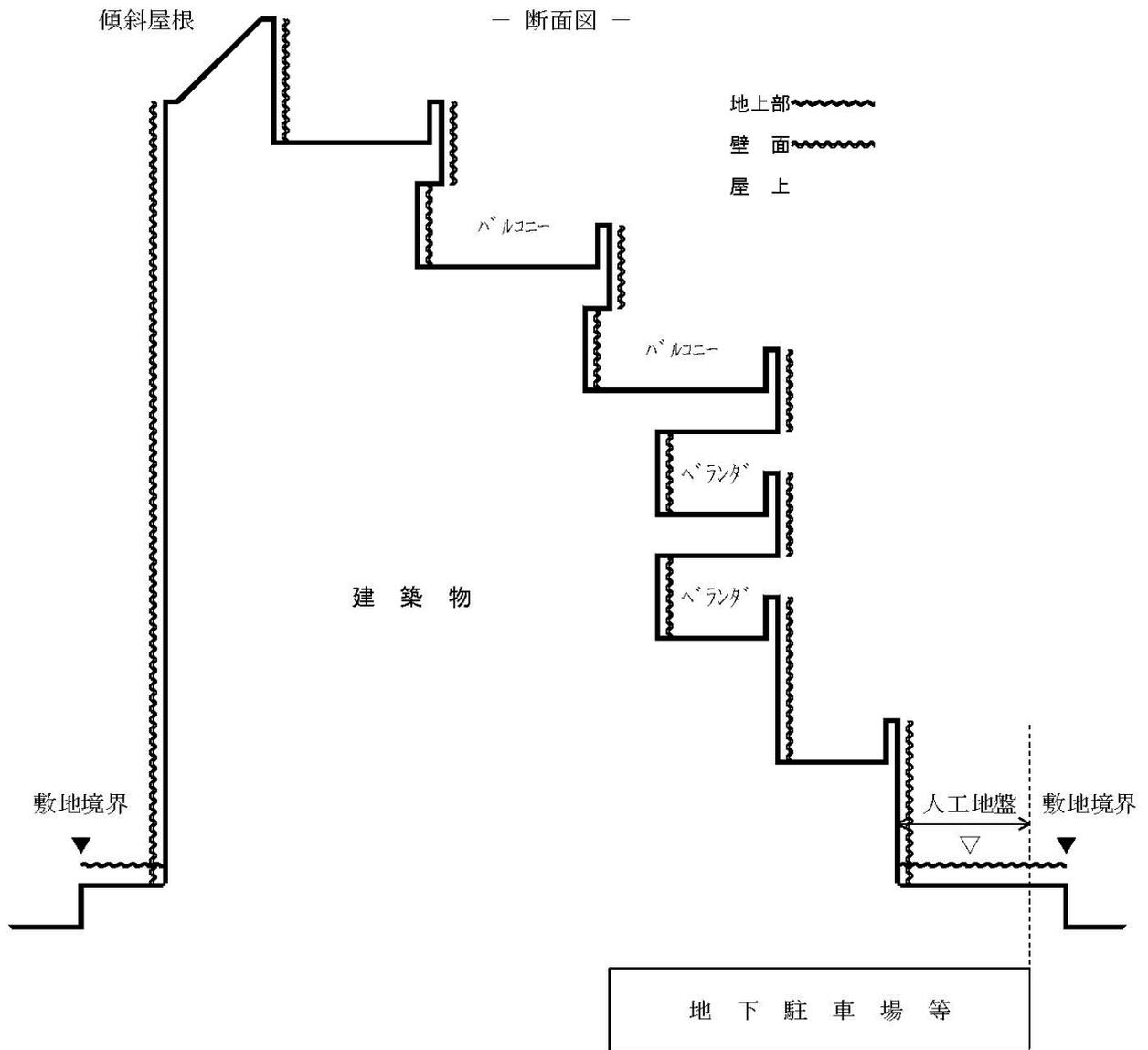
附則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別図第1



別表第1

補助対象要件	
<p>(1) 市街化区域の面積500㎡の敷地に、屋上・壁面緑化施設を次の基準以上設置すること。ただし、法令等により緑化義務が課せられている分については補助の対象とせず、それを超える部分を緑化した場合は補助の対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上緑化：新設する屋上緑化面積が50㎡以上あること。既存の屋上緑化施設が、増設により50㎡以上になり、且つ増設前より屋上緑化施設面積が減少していないこと。 ・壁面緑化：新設する壁面緑化施設について、延長10m以上又は面積10㎡以上あること。既存の壁面緑化施設が、増設により延長10m以上又は面積10㎡以上になり、且つ増設前より延長又は面積が減少していないこと。 <p>つる性植物を用いる場合、1mあたり3本以上植栽すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増設の場合は、増設前より増えた面積及び長さの部分のみを助成の対象とする。 ・屋上及び壁面緑化施設の双方を設置する場合、屋上緑化の最低基準を満たしている場合には、壁面緑化の最低基準を満たさない場合でも助成の対象とする。 	
<p>(2) 前項の屋上緑化施設の面積の算出は、樹木の樹冠及び敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち芝その他の地被植物で表面が被われている部分(投影面が樹木の樹冠の投影面と一致する部分を除く。)の水平投影面積(建築物の外壁の直立部分に整備された緑化施設にあつては緑化施設が整備された外壁の直立部分の水平投影の長さの合計に一メートルを乗じて得た面積)(工場立地法第四条第一項の規定により公表された準則(同法第四条の二第一項の規定により同項に規定する地域準則が定められた場合にあつては、その地域準則を含む。)に適合するために必要な同法第四条第一項第一号に規定する緑地の面積を除く。)の合計とする。</p>	

別表第2

図書の種類	明示すべき事項
申請者の団体名及び代表者の氏名を証明する書類	履歴事項全部証明書等
市税の滞納がないことの証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る)	以下の税目のうち、納税義務のある項目について、滞納がない旨の証明 ①個人市(県)民税 ②法人市民税 ③固定資産税 ④軽自動車税 ⑤市たばこ税 ⑥特別土地保有税⑦都市計画税⑧入湯税⑨事業所税
収支予算書	別紙様式第2号
屋上・壁面緑化施設整備計画書	別紙様式第3号
緑化施設を整備しようとする敷地の敷地面積を確認できる書類	建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済み証の写し等
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
緑化施設計画平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物及び既存の緑化施設の位置、整備する緑化施設の配置並びに樹木の樹冠及び敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち芝その他の地被植物で表面が被われている部分(投影面が樹木の樹冠の投影面と一致する部分を除く。)、既存の緑化施設の概要、規模及び配置
緑化施設計画立面図	緑化施設計画平面図で表記が困難な整備をする屋上緑化及び壁面緑化について、緑化施設及び既存の緑化施設の概要、規模及び配置
緑化面積求積図	整備する緑化施設の配置並びに樹木の樹冠及び敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち芝その他の地被植物で表面が被われている部分(投影面が樹木の樹冠の投影面と一致する部分を除く。)の水平投影面積の合計、既存の緑化施設の概要
面積算出表	整備する緑化施設の配置並びに樹木の樹冠及び敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち芝その他の地被植物で表面が被われている部分(投影面が樹木の樹冠の投影面と一致する部分を除く。)の水平投影面積の合計、既存の緑化施設の概要
役員名簿(申請者が法人の場合)	別紙様式第4号

別表第 3

補 助 金 額	
<p>屋上・壁面緑化（建築基準法第2条第1号に規定する建築物及び同条第2号に規定する特殊建築物の屋上及び壁面の緑化を別表第1に基づき行うこと。）に要する事業費のうち、以下の事業費の50パーセント以内の金額とし、その総額は1,000,000円以内とする。</p>	
<p>〔事業費〕</p> <p>屋上緑化：緑化面積 1 m²につき20,000円以内とし、芝やセダム類、及びパレット等薄層基盤材によるものは、緑化面積 1 m²につき10,000円以内とする。 補助金額は1,000,000円以内とする。</p> <p>壁面緑化：延長 1 m又は面積 1 m²につき10,000円以内とし、補助金額は500,000円以内とする。</p> <p>壁面登はん具等を用いない場合は、延長 1 mにつき1,000円以内とし、補助金額は50,000円以内とする。</p> <p>ただし、補助額はこれにより算定した総額が1,000円以上で、かつ、当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。</p>	

別表第 4

図書の種類	明示すべき事項
収支報告書	別紙様式第10号
屋上・壁面緑化施設整備報告書	別紙様式第11号
屋上・壁面緑化施設整備工事写真	別紙様式第12号（着手から完了までの状況写真等）
緑化面積求積図	整備した緑化施設の配置並びに樹木の樹冠及び敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち芝その他の地被植物で表面が被われている部分（投影面が樹木の樹冠の投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計、既存の緑化施設の概要
面積算出表	整備した緑化施設の配置並びに樹木の樹冠及び敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち芝その他の地被植物で表面が被われている部分（投影面が樹木の樹冠の投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計、既存の緑化施設の概要
領収書（写）	支払実績が確認できる領収書の写し

補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住所 (所在地)

フリガナ
氏名 (名称)

印

性別: 男・女 生年月日 明・大 年 月 日生
昭・平

年度福岡市屋上・壁面緑化補助事業について補助金の交付を受けたいので、福岡市補助金交付規則を承知の上関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 交付を受けようとする補助事業名
- 2 交付を受けようとする補助金の額
- 3 申請者の営む主な事業
- 4 補助事業の内容
- 5 補助事業の執行に関する収支計画及び事業計画

6 添付書類

図書の種類	提出の有無	備考
申請者の団体名及び代表者の氏名を照明する書類		履歴次項全部証明書等
市税の滞納がないことの証明書		納税義務のある項目について
収支予算書		別紙 様式第2号
屋上・壁面緑化施設整備計画書		別紙 様式第3号
緑化施設を整備しようとする敷地の敷地面積を確認できる書類		建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済み証の写し等
付近見取り図		方位,道路及び目標となる地物
緑化施設計画平面図		
緑化施設計画立面図		平面緑化の場合は不要
緑化面積求積図		
面積算出表		
(申請者が法人の場合) 役員名簿		別紙 様式第4号

※ 提出できない理由

(暴力団排除措置に関する同意事項)

申請人は,本件申請にあたり市に提出した個人情報について,市がこの補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用することに同意します。また,申請人が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものに該当したとき(申請人が法人である場合,当該法人の役員が暴力団員に該当した時を含む。)は,市がこの補助金を交付しないこと,又補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

収支予算書

1. 収入の部

費 目	予 算 額	積 算 の 基 礎
市補助金		
自己資金		
合 計		

2. 支出の部

費 目	予 算 額	積 算 の 基 礎
植栽		
植栽基盤		
灌水施設		
消 費 税		
合 計		

屋上・壁面緑化施設整備計画書

(あて先)
福岡市長

年 月 日

住所 (所在地)
氏名 (名称)

印

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積

建築物の名称	
所在地	
敷地面積	

2 整備する緑化施設の概要、規模及び配置

整備する緑化施設の概要及び規模	
配置	

3 既存の緑化施設の概要、規模及び位置

既存の緑化施設の概要及び規模	
位置	

4 緑化施設の面積及び敷地面積に対する緑化施設の面積の割合

面積	屋上	
	その他	
	合計	
敷地面積に対する緑化施設の面積の割合		

5 屋上・壁面緑化施設整備の実施期間

整備の着手の予定年月日	年 月 日
整備の完了の予定年月日	年 月 日

役員名簿

【法人名： _____】 ※該当する性別・元号を○で囲んでください。

役職名	フリガナ 氏名	性別	生年月日		
			元号	年	月 日
		男・女	明・大 昭・平		
		男・女	明・大 昭・平		
		男・女	明・大 昭・平		
		男・女	明・大 昭・平		
		男・女	明・大 昭・平		
		男・女	明・大 昭・平		
		男・女	明・大 昭・平		
		男・女	明・大 昭・平		
		男・女	明・大 昭・平		

※役員全員を記載してください。

※この役員名簿により収集した個人情報については、この補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用します。

補助金交付決定通知書

住み推 第 号

年 月 日

様

福岡市長 (印)

年 月 日付をもって申請のあった屋上・壁面緑化補助事業補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助事業名

2 補助決定金額

3 補助金交付予定時期

4 補助条件

(1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。

(4) その他福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

着 手 届

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住所 (所在地)

氏名 (名称)

印

年 月 日付住み推第 号により補助金の交付決定を受けました
下記事業に 月 日着手しましたのでお届けいたします。

記

1 補 助 事 業 名

2 補助事業の実施場所

3 補助事業の実施期間 年 月 日から

年 月 日まで

事業内容変更承認申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住所 (所在地)

氏名 (名称)

印

年 月 日付住み推第 号の交付決定通知に係る事業については、
下記の理由により内容の変更がありますので承認願います。

記

1 補助事業名

2 補助予定金額 (当初)
(変更)

3 交付決定通知書
の受領年月日

4 変更内容

5 変更理由

事業内容変更決定通知書

住み推 第 号
年 月 日

様

福岡市長 (印)

年 月 日付をもって申請のあった事業内容変更承認について、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助内示金額 (変更前)
(変更後)
- 3 補助金交付予定時期 (変更前)
(変更後)
- 4 補助条件
 - (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
 - (4) その他福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

補助事業者の住所

補助事業者の団体名及び代表者の氏名

印

(又は氏名)

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定を受けました事業
の実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業の実施期間
- 3 補助金の交付決定額
- 4 緑化施設管理責任者の氏名又は名称,住所
氏名又は住所

住所

連絡先

5 添付書類

図書の種類	提出の有無	備考
収支報告書		様式第10号
屋上・壁面緑化施設整備報告書		様式第11号
工事写真帳		様式第12号
緑化面積求積図		
面積算出表		
領収書(写)		

※提出できない理由

収支報告書

1. 収入の部

費目	予算額	積算の基礎
市補助金		
自己資金		
合計		

2. 支出の部

費目	予算額	積算の基礎
植栽		
植栽基盤		
灌水施設		
消費税		
合計		

屋上・壁面緑化施設整備報告書

(あて先)
福岡市長

年 月 日

住所 (所在地)
氏名 (名 称)

印

1 緑化施設を整備した建築物の敷地の位置及び面積

建 築 物 の 名 称	
所在地	
敷地面積	

2 整備した緑化施設の概要、規模及び配置

維持管理する緑化施設の概要及び規模	
配 置	

3 既存の緑化施設の概要、規模及び位置

既存の緑化施設の概要及び規模	
位 置	

4 緑化施設の面積及び敷地面積に対する緑化施設の面積の割合

面 積	屋上	
	その他	
	合計	
敷地面積に対する緑化施設の面積の割合		

5 屋上・壁面緑化施設の実施期間

整備着手の年月日	年 月 日
整備完了の年月日	年 月 日

みどり推進課		
課長	係長	係員

年 月 日

屋上・壁面緑化施設整備工事写真

1. 補助事業名：

2. 場 所：

3. 整備工事時期：整備初年度

平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

補助事業者 住所

氏名

印

事業補助金確定通知書

住み推 第 号

年 月 日

様

福岡市長 (印)

年 月 日付の 事業実績報告書により 平成 年度事業

補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助確定金額
- 3 補助条件

(1) 福岡市補助金交付規則の規定を遵守すること。

屋上・壁面緑化施設維持管理報告書

(あて先)
福岡市長

年 月 日

緑化施設管理責任者
住所(所在地)
氏名(名称)

印

1 緑化施設の維持管理を実施した建築物の敷地の位置及び面積

建築物の名称	
所在地	
敷地面積	

2 維持管理を実施した緑化施設の概要、規模及び配置

維持管理する緑化施設の概要及び規模	
配置	

3 既存の緑化施設の概要、規模及び位置

既存の緑化施設の概要及び規模	
位置	

4 緑化施設の面積及び敷地面積に対する緑化施設の面積の割合

面積	屋上	
	その他	
	合計	
敷地面積に対する緑化施設の面積の割合		

5 屋上・壁面緑化施設の維持管理の実施期間(整備完了後 年目)

維持管理の着手の年月日	年 月 日
維持管理の完了の年月日	年 月 日

みどり推進課		
課長	係長	係員

年 月 日

屋上・壁面緑化施設維持管理写真

1. 補助事業名：

2. 場 所：

3. 維持管理期間：整備完了後 年目
平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

緑化施設管理責任者

住 所

氏 名 印

電話番号

緑化施設管理責任者変更承認申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住所

団体名及び代表者の氏名

印

(又は氏名)

年 月 日付 第 号の事業補助金確定通知に係る事業については、下記の理由により緑化施設管理責任者の変更がありますので承認願います。

記

- 1 補助事業名
- 2 緑化施設管理責任者
(当初)
(変更)
- 3 事業補助金確定通知書
の受領年月日
- 4 変更理由

緑化施設管理責任者変更決定通知書

年 月 日

様

福岡市長

印

年 月 日付をもって申請のあった緑化施設管理責任者変更について、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

1 補助事業名

2 緑化施設管理責任者

(当初)

(変更)

3 変更理由

○屋上・壁面緑化補助金交付等の手続き

